

第3次大阪府食育推進計画における中間点検・見直しについて

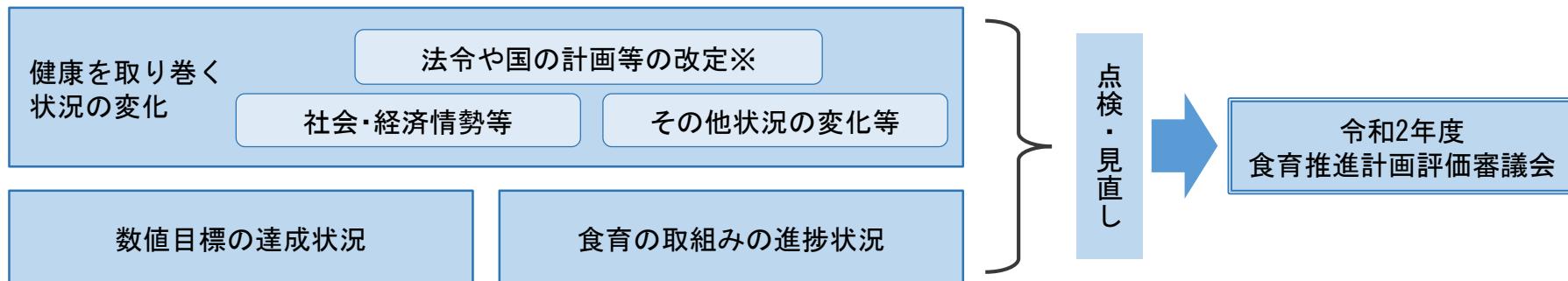
資料2

計画における規定

第3次大阪府食育推進計画（平成30年度～令和5年度）の中間年となる来年度（令和2年度）に、社会・経済情勢等を踏まえ、点検・見直しを実施

中間点検・見直しの方針

点検にあたっては、社会・経済情勢等のほか、関係法令や国の計画等の改定等も含めた食を取り巻く状況変化を踏まえて実施します。また、計画において定める「取組みの目標」については、最新データを把握し、その達成状況の判定を行います。なお、これまで計画に基づき実施してきた食育の取組みの進捗状況も加味するものとします。



※第4次食育推進基本計画

国は令和元年度に第3次基本計画の進捗状況について分析・評価を行うとともに、第4次食育推進基本計画を作成するにあたり、論点について整理を行う。第4次計画は令和2年度中に作成予定

※「食品ロスの削減に関する法律」（令和元年5月31日公布、令和元年10月1日施行）

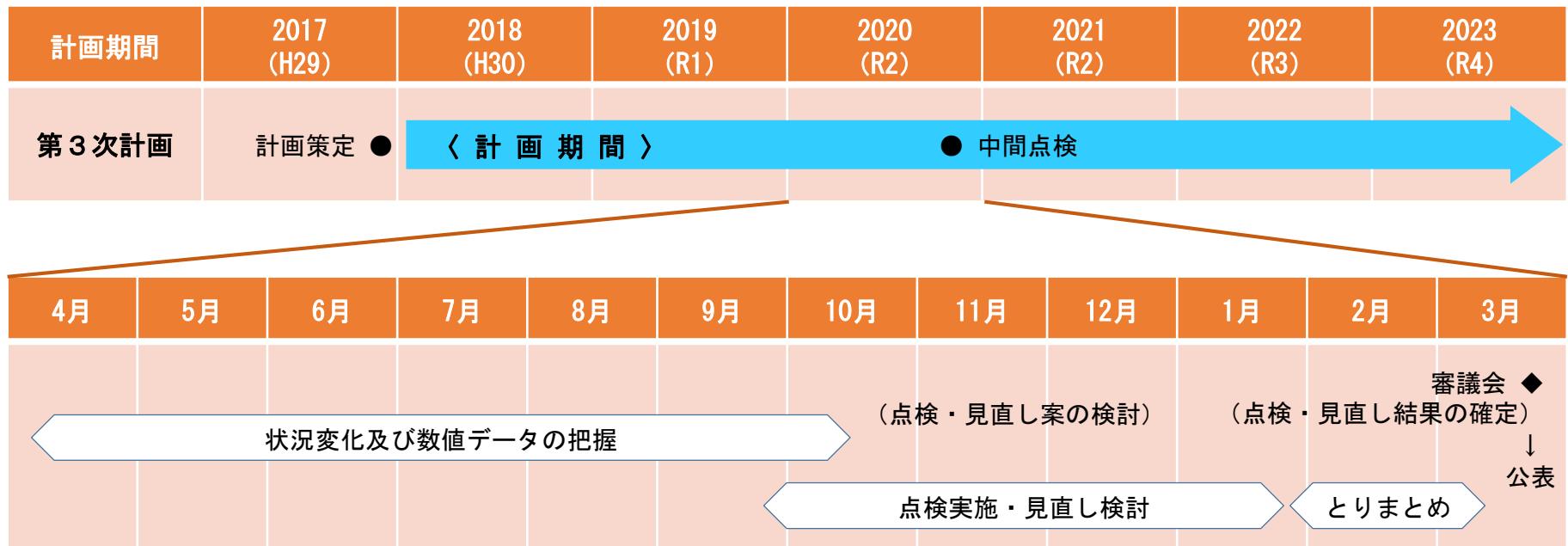
食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的する。

※日本人の食事摂取基準2020年版

健康増進法（平成14年法律第103号）第16条の2の規定に基づき、国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもの。2020年版は令和2年1月に公表

スケジュール(予定)

第3次計画は平成30年3月に策定（6か年計画）。中間年となる令和2年度にこれまでの社会的な状況変化や各種数値データの把握を行い、点検を実施します。必要に応じて点検・見直し案を検討する審議会を開催します。



※数値データの把握に向けては、各調査をもとに最新値を収集するが、以下の項目については新たに調査が必要であり、令和2年度中に調査・集計を行う。

○栄養バランスのとれた食生活を実践する府民の割合の増加

（主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている府民の割合）

○よく噛んで食べることに気をつけている府民の割合の増加

○誰かと一緒に食べる「共食」の増加

・朝食又は夕食等を家族と一緒に食べる「共食」の回数

・地域や職場等の所属コミュニティで共食したいと思う人が共食する割合

○郷土料理等の地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかい等の食べ方・作法を継承し、伝えている府民の割合の増加

○食育に関心を持っている府民の割合の増加